

《随想》

私の戦後六十年 ⑩

栗城博



三月十一日に発生した『東北地方太平洋沖地震』から三週間が過ぎた。そのニュースに気を取られながらこの原稿を書いている。

テレビでみた地震は凄かった。M9の巨大地震、三八人を超える津波はあらゆるものを飲み込みながら陸地深く押し寄せて行く。多くの人命を奪い、人家を襲い、あげくに原発を壊し放射能漏れまで起こした。

あの夜はこの辺りも停電になり、電車は止まった。十二日の住宅セミナーは中止、十三日のロータリーの地区大会は延期。翌週からのスケジュールは中止か延期で随分変わった。実行委員長として関わってきた五月の大和市民まつりもここまで準備をしてきたのに残念ながら中止になった。

故郷の福島県会津地方は揺れが大きかったそうだが、実家も親戚もみんな無事だった。そして、会津美里町や会津若松市は多くの避難者を迎え入れたので炊き出しのボランティアで忙しいと言っていた。石巻の親戚と連絡がとれなくて心配していたが、避難先が分かって無事が確認できたと聞き安心した。

大きな災害にもみんな無事だったので、何かさせてもらいたいというか、何かしなければすまない気持ちになって、県人会の総会で支援金集めを手伝い、県人会連合会の募金集めに参加し、大和商工会議所青年部が郡山商工会議所青年部に届ける救援物資集めに奔走した。

住宅業界に関わって三十一年になるが、その間に起きた地震や災害にはその都度心を痛めて来た。阪神淡路大震災後の神戸市、新潟中越地震、新潟中越沖地震後の柏崎市・小千谷市・長岡市・山古志村のその後を見て来たが、傷あととは残っていたが立派に復興していた。終戦時の焼け野原から復興した日本、頑張れ日本。

地震国日本は、大きな地震に襲われるたびに建築基準が強化され、それに伴う技術革新がなされてきた。

大正十二年の関東大震災後、木造住宅に筋交いを入れるようになった。昭和二十三年の福井地震後に建築基準法が施行され、筋交いは床面積に応じて入れるようになった。昭和四十三年の十勝沖地震後には、木造住宅の基礎を布基礎化するようになり、宮城沖地震後の昭和五十六年には耐震設計基準を大幅に改正し、現在と同じ耐震性能に強化された。阪神淡路大震災後の平成十二年には建築基準法施行令を見直し、耐震用接合金物が使われるようになった。同時期、欠陥住宅を失くし住宅性能の向上を図るため住宅品確法が施行され、新築住宅十年保証を業者に義務づけた。

このような歴史をたどって今の建物は建てられているから、耐震性・耐久性が高い。但し、昭和五十六年以前に建てられて耐震基準を満たしていない建物が数多く残っているのは心配だ。

『私の戦後六〇年』は随分横道にそれてしまった。

罹災された人たちの復興、亡くなられた人たちのご冥福、行方不明になられた人たちのご無事をお祈りしつつ筆を置く。

(合掌)

お引渡し建物のご紹介

旭区 T様邸 平成23年1月お引渡し

T様は80坪超の敷地に約40坪の建物を新築いただきました。

L型の広々したインナーバルコニー、固定階段で上がる屋根裏収納もT様のこだわりです。使い勝手もご満足いただいているようです。

お引越しされて間もなくの大地震でしたが室内の被害も全く無く、これからは安心して住めますとのことでした。



中区 Y様邸 平成22年12月お引渡し

Y様邸は築約40年の木造住宅を3階建3世代住宅にお建替えいただきました。

おばあちゃんのお話によると地震の時は2階にいらしたそうですが玄関の引戸が開いたり閉まったり、食器棚の扉・引出しが開いたりして怖い思いをされたとのことでした。

でも、建物は全く被害が無く良い時期に建替えてよかったと喜んでいらっしゃいました。



町田市 Y様邸 平成22年12月お引渡し

Y様は昨年末にお引越されました。今年1月末には外構工事も完了して、ご新居での生活も、ようやく慣れ始めたとのことでした。

地震発生時にご主人様はお仕事、奥様は都内のご実家にいらしたので地震による揺れの状況は体感されてないとのことでした。

建物内外とも被害もなかったとのこと、ご安心いただきました。



木造住宅の耐震基準の変遷と耐震工事

- 昭和25年 建築基準法制定
木造住宅では床面積に応じて筋交いなどを入れる壁量規定が決められた。
- 昭和34年 建築基準法改正
防火規定強化
木造住宅では壁量規定の強化
- 昭和46年 建築基準法施工令改正(昭和43年の十勝沖地震の教訓による)
鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定の強化
木造住宅では基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造布基礎とする
- ◎昭和56年 建築基準法施工令大改正/新耐震設計基準
(昭和53年の宮城県沖地震を教訓に耐震設計基準が大幅に改正)
木造住宅では壁量規定の見直しにより構造用合板・石膏ボードなどの面材を張った壁などが追加された。
- 昭和62年 建築基準法改正 準防火地域での木造3階建ての建設可能となる
平成07年 阪神・淡路大震災
建築基準法改正 接合金物等の使用奨励
- ◎平成12年 建築基準法改正
木造住宅では
1) 地耐力に応じて基礎を特定。(地耐力調査が事実上義務化)
2) 構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定
3) 耐力壁の配置にバランス計算必要(簡易計算もしくは偏心率計算)
- 平成18年 改正耐震改修促進法
改正のポイント
1) 計画的な耐震化の推進
2) 建築物に対する指導等の強化
3) 支援措置の拡充



今回の東日本大震災で災害に対する備え、ご自宅の耐震について多くの方々が不安をお持ちかと思えます。

『耐震基準の変遷』を列記いたしました。昭和56年の新耐震基準により建設された建物は阪神・淡路大震災でも被害が少なかったようです。

その後、木造住宅において接合金物の使用、耐力壁の強化・地耐力調査結果に基づいた基礎、バランスを考慮した耐力壁の配置などで地震に対して以前の木造住宅と比較すると大幅に耐震性能がアップしています。

現在、新耐震基準(昭和56年)以前の建物にお住まいの場合は耐震診断をお勧めします。木造住宅(ツーバイフォーは除く)の場合は各市町村でマニュアル等作成していると思いますので、お問い合わせしてください。診断の結果「倒壊の危険がある」、「やや危険」の場合は具体策を検討する必要があります。

先ず、ご自宅の現状を知っておくことが重要だと思います。

JRCでは新築工事の他、「耐震工事・リフォーム」のご相談を承っておりますので、お困りの事がございましたらお気軽にご相談ください。